

【問1】様式例の位置づけについて

【答】

第3期データヘルス計画策定の手引きの30ページに記載のとおり、「様式例は、計画の標準化を推進するために、都道府県が市区町村に提示する様式の一例を示したもの」であり、標準化を作成するにあたり、その構造や枠組みを理解するための整理用の様式の一例という位置づけです。

このため、様式例の内容は、必要に応じて、適宜見直していただき、仮に、この様式例に基づき、第3期データヘルス計画を作成するのであれば、第2期データヘルス計画までの記載内容と比較し、不足項目があるかと思われるので、適宜追加する必要があります。

なお、既に第3期計画を作成済みの場合には、計画の補則資料を別途用意するなどにより、ご対応をお願いします。

【問2】様式例の番号の順番について

【答】

策定の手引きの31ページの様式例の項目名の前の数字については、手引き本文の見出しの番号を記載していますが、様式例の作成の順序としては、最初に、人口や被保険者数の「基本情報」を記載し、次に計画の趣旨等の「基本的事項」（2-1. (1) ①~③）を記載し、次に「保険者及び関係者」（1. (4) ①~⑦）の具体的な役割等を記載し、次に、保険者の特性等の「現状の整理」（2-1. (2) ①、②）を記載するという構成が整理しやすいと考えています。

このため、策定の手引きの31ページの様式例が番号順になっていない理由は、前述のとおり、手引き本文の構成と様式例の構成が相違するためであり、また、「2-1. (1) ③実施体制」と「2-1. (1) ③関係者連携」が同一の③の理由は、策定の手引きの14、15ページにおいて、「③実施体制・関係者連携」と記載しているためです。

【問3】都道府県が設定した共通評価指標を市町村国保が健康課題に該当しないと判断した場合について

【答】

策定の手引きの22ページにおいて、「都道府県が共通の評価指標を設定する場合は、保険者は、地域の実情を踏まえたうえで、その評価指標に対応した保健事業を実施する。」と記載しており、これは、都道府県が設定した共通の評価指標が、市町村国保の地域の実情に合わないのであれば、その評価指標に対応した保健事業を実施する必要はありません。

なお、策定の手引きの5ページにおいても、「地域の実情に応じて」、「評価指標等を追加することなど」と記載しており、また、策定の手引きの13ページにおいても、「地域の実情に応じて」、「計画を策定する」と記載しています。

【問4】国からの様式例の人口、被保険者数におけるKDB、年報等の出典元や時点の指定について

【答】

国からお示しする予定はありません。

策定の手引きの4ページにおいて、「都道府県、保健所、国保連等は、域内の保険者が策定した計画を収集、分析、評価」することから、第3期計画は、都道府県単位が前提となっていますので、都道府県内で適宜統一してください。

【問5】都道府県の様式の作成方法について

【答】

以下の3つの方法を記載しますが、これら以外であっても、手引きに沿った内容の様式であれば、問題ありません。

- ①手引きの様式例を採用するが、都道府県が手引きの様式例に必要な事項を追記する。
- ②手引きの様式例を採用するが、上記①の必要事項については、都道府県が追記せず、各市町村国保が地域の実情に応じて、適宜追記する。
- ③手引きの様式例を採用せず、都道府県が新たに様式を設定（委託等の場合を含む。）する。

なお、①～③については、都道府県が市町村国保からの意見等を聴取した上で、都道府県と市町村国保が相談して決定する前提です。

【問6】 特定健診等実施計画と一体的に策定する場合の様式例について

【答】

国から、特定健康診査等実施計画と一体的に策定する場合の様式例をお示しする予定はありませんが、第2期データヘルス計画策定の手引きにおける該当箇所の注釈は以下のとおりです。

「市町村国保及び国保組合が策定する特定健診等実施計画は、保健事業の中核をなす特定健診等の実施方法を定めるものであるため、計画期間が一致する場合にはデータヘルス計画と一体的に策定することは可能である。この場合、特定健診等実施計画を単体で公表することができるよう、例えば章を分ける、該当箇所に印を付けるなど構成を工夫する。」

このため、上記計画を一体的に策定する場合には、データヘルス計画の章を分け、章の名称を第●期特定健康診査等実施計画とし、内容は、第●期特定健康診査等実施計画と同一とするなどの方法が考えられます。

【問7】 第3期データヘルス計画策定の手引きのオンライン説明会の開催日程について

【答】

オンライン説明会については、多数の参加ユーザー数が見込まれるなどの理由により、外部業者に委託することとなり、業者決定が9月21日（木）の予定であり、調達仕様書上、9月から10月までに開催する予定です。